

平常時

東村山市の要援護者支援イメージ図

市が整備していく名簿

行政情報抽出方式(名簿 資料6 P.4)

・行政情報から、重度の要援護者を自動的に抽出
(本人同意なしで、緊急時のみ利用)

手上げ方式(名簿 資料6 P.4)

・本人(又は家族)が
平常時から地域への情報
提供に同意した方の名簿

地域へ提供される情報

統計表

町ごとの
統計表

・行政情報抽出方式の名簿情報は
個人情報保護の観点から、平常時から地域に
提供できない。
⇒しかし、町ごとに「障害者、高齢者が〇名いる」
といった情報の提供は可能であるため、
地域の意識啓発等に利用していく。

手上げ名簿 (抜粋)

(氏名、住所、要援護事由等の抜粋)
・民生委員等・・・平時からの地域のつながりづくりに活用
・消防、警察等・・・救急時の支援や見回りに活用

民間業者によるみまもり

民間業者との協定

(例示)

清掃車
電気、水道、ガス
新聞、郵便 等

通常業務の中で、
異変を感じたら通報

通報とりまとめ

地域福祉推進課
又は包括 を想定

高齢、障害、生保等、対象者の状況により
庁内で連携しながら対応。
⇒電話連絡や訪問など、必要な支援を行う。

協定内容

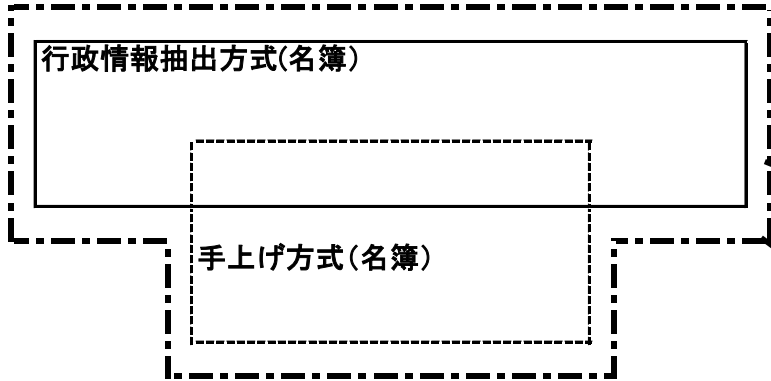
- ・異変を感じたら通報
- ・災害時は可能な範囲で人員提供

災害時

東村山市の要援護者支援イメージ図

市が整備した名簿

※「本人の生命・身体・財産に対する危険を避けるため、やむを得ないと認められるとき」は特例により、地域等に提供されます。



名簿の提供(提供範囲は災害の状況により異なる)

警察、消防 ・地域防災計画等に沿った支援を実施

医師会、歯科医師会
薬剤師会、社協 等

・協定に基づく支援を実施
(協定の内容については、今後、要援護者施策の推進にあわせて、必要に応じて検討・協議を行う)

支援

地域の避難所・地域 (想定)



・個人情報保護の特例にもとづき「行政+手上げ」の名簿情報が提供される(発災2時間程度を想定)

・民生委員、市職員(避難所担当)、地域住民の分担など今後協議、検討を進めていく。

民間企業等の支援

協定に基づき協力

(例示)

清掃車
電気、水道、ガス
新聞、郵便

可能な範囲で人的な支援

協定に基づき協力

介護保険事業所、障害事業所

利用者の安否確認を行う

協定に基づき協力

百貨店、食品、物資関係企業 等

物資の提供等、協定に基づく支援を実施